第４部　画像診断
　第１節　診断料
　第２節　撮影料
　第３節　基本的エックス線診断料
　第４節　フィルム及び造影剤料
第５部　投薬
　第１節　調剤料
　第２節　処方料
　第３節　薬剤料
　第４節　特定保険医療材料料
　第５節　処方せん料
　第６節　調剤技術基本料
第６部　注射
　第１節　注射料
　　第１款　注射実施料
　　第２款　無菌製剤処理料
　第２節　薬剤料
　第３節　特定保険医療材料料
第７部　リハビリテーション
　第１節　リハビリテーション料
　第２節　薬剤料
第８部　処置
　第１節　処置料
　第２節　処置医療機器等加算
　第３節　特定薬剤料
　第４節　特定保険医療材料料
第９部　手術
　第１節　手術料
　第２節　輸血料
　第３節　手術医療機器等加算
　第４節　薬剤料
　第５節　特定薬剤料
　第６節　特定保険医療材料料
第10部　麻酔
　第１節　麻酔料
　第２節　薬剤料
　第３節　特定保険医療材料料
第11部　放射線治療
第12部　歯冠修復及び欠損補綴（てつ）
　第１節　歯冠修復及び欠損補綴（てつ）料
　第２節　削除
　第３節　特定保険医療材料料
第13部　歯科矯正
　第１節　歯科矯正料
　第２節　特定保険医療材料料
第14部　病理診断

第１章　基本診療料

第１部　初・再診料

通則

１　健康保険法第63条第１項第１号及び高齢者医療確保法第64条第１項第１号の規定による初診及び再診の費用は、第１節又は第２節の各区分の所定点数により算定する。ただし、同時に２以上の傷病について初診を行った場合又は再診を行った場合は、初診料又は再診料は１回として算定する。

２　歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、歯科診療及び歯科診療以外の診療につき、それぞれ別に初診料又は再診料を算定する。

３　入院中の患者（区分番号Ａ４００に掲げる短期滞在手術等基本料を算定する患者を含む。）に対する再診の費用は、第２部第１節、第３節又は第４節の各区分の所定点数に含まれる。

第１節　初診料

区分

Ａ０００　初診料

１　歯科初診料　234点

２　地域歯科診療支援病院歯科初診料　282点

注１　１については、保険医療機関において初診を行った場合に算定する。

２　２については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関において初診を行った場合に算定する。この場合において、１の歯科初診料は算定できない。

３　１傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は併せて１回とし、第１回の初診時に算定する。

４　同一の患者について１月以内に初診料を算定すべき初診を２回以上行った場合は、初診料は１回とし、第１回の初診時に算定する。

５　６歳未満の乳幼児に対して保険医療機関が初診を行った場合は、40点を所定点数に加算する。ただし、注８に規定する加算を算定する場合は算定できない。

６　著しく歯科診療が困難な者に対して初診を行った場合は、175点（当該患者が歯科治療環境に円滑に適応できるような技法を用いた場合は、250点）を所定点数に加算する。

７　６歳以上の患者に対して保険医療機関が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後10時から午前６時までの間をいう。以下この表において同じ。）及び休日を除く。以下この表において同じ。）、休日（深夜を除く。以下この表において同じ。）又は深夜において初診を行った場合は、85点、250点又は480点をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、専ら夜間における救急医療の確保のために設けられている保険医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間に初診を行った場合は、230点を所定点数に加算する。

８　６歳未満の乳幼児に対して保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において初診を行った場合は、125点、290点又は620点をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、注７のただし書に規定する保険医療機関において、同注のただし書に規定する時間に初診を行った場合は、270点を所定点数に加算する。

９　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療の総合的な歯科医療環境の体制整備に係る取組を行った場合は、歯科外来診療環境体制加算として、初診時１回を限度として26点を所定点数に加算する。